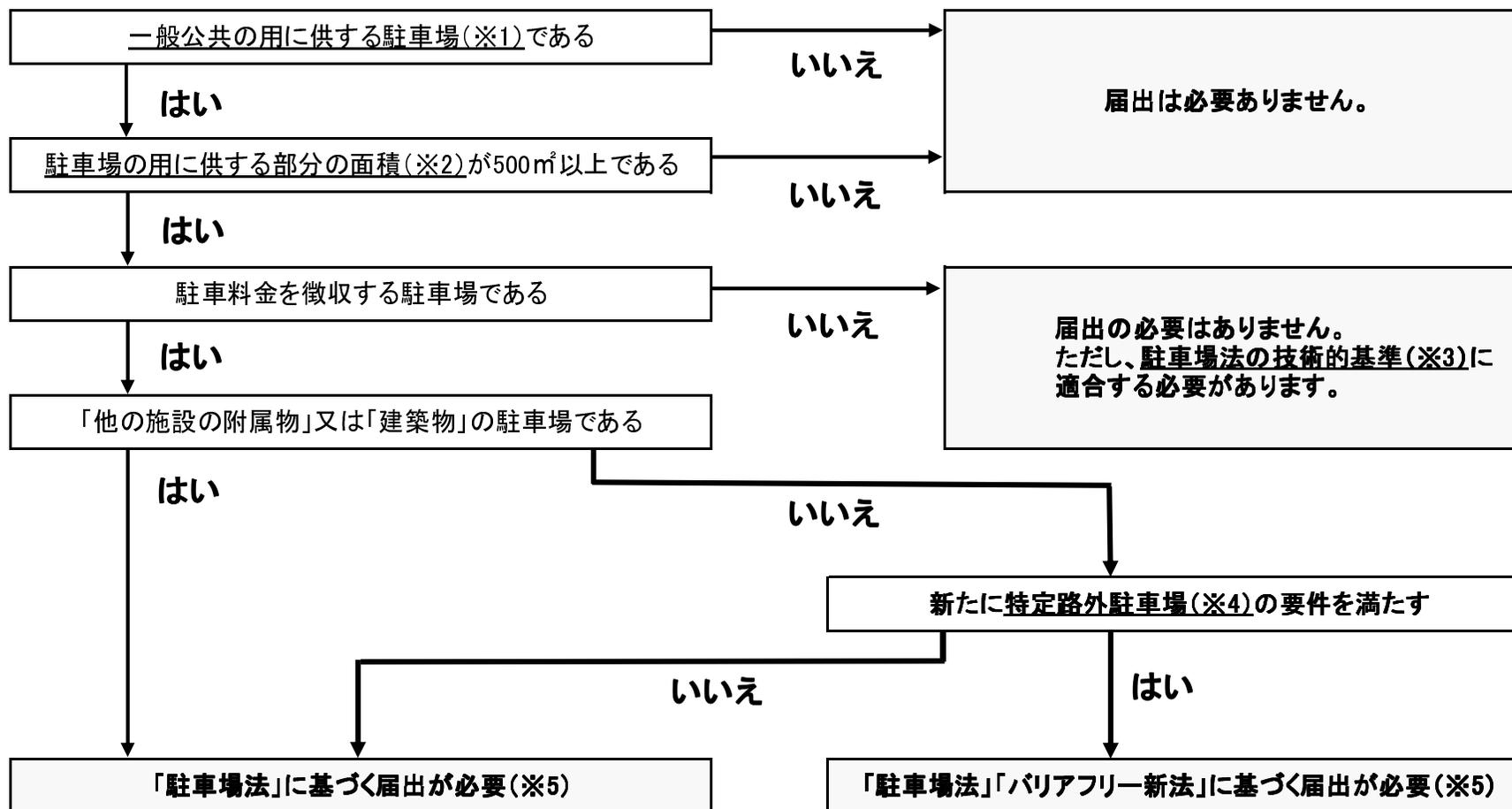


駐車場法・バリアフリー新法に基づく届出の判定フローは以下のとおりです。



※1 不特定多数の者が自由に使用できる駐車場

※2 自動車を駐車し格納する部分(駐車マス)の面積の合計

※3 駐車場法第11条に規定の構造及び設備の基準で、駐車場の出入口等について定めたものである

※4 駐車場法の届出駐車場のうち、「建築物で無いもので、他の施設に附随していないもの」

※5 別途「人にやさしい街づくりの推進に関する条例(県条例)」に基づく届出が必要となる場合があります。

詳しくは、春日井市まちづくり推進部都市政策課までお問合せください